

令和 7 年 度
水施担 第 1-26 号

片田浄水場かん速ろ過池（8号池）補砂業務委託

委託仕様は特記以外は三重県業務委託共通仕様書及び監督員の
指示による。

津市上下水道事業局
水 道 施 設 課

位置図

令和7年度水施担第1-26号

片田浄水場かん速ろ過池（8号池）補砂業務委託



内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
本業務費				1	式			
		直接業務費計		1	式			1号明細表のとおり
			共通仮設費	1	式			
		純業務費計						
			現場管理費	1	式			
		業務原価計						
			一般管理費等	1	式			
	業務価格計							
	消費税及び 地方消費税相当額			1	式			
本業務費計								

1 号明細表

[illegible]

1 号代価表

[illegible]

2 号代価表

[illegible]

3 号代価表

[illegible]

4 号代価表

[illegible]

5 号代価表

[illegible]

6 号代価表

[illegible]

7 号代価表

[illegible]

8号代価表

名 称	形状寸法	数量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ダンプトラック運転費		1.0	h			
運 転 1 時 間 当 たり 機 械 損 料	ディーゼル 2t積		h			
供 用 1 時 間 当 たり 機 械 損 料	ディーゼル 2t積		h			
運 転 1 時 間 当 たり タ イ ヤ 損 耗 費	良好		h			
供 用 1 時 間 当 たり タ イ ヤ 損 耗 費	良好		h			
軽 油			ℓ			
運 転 手 (一 般)			人			
計						

令和 7 年度片田浄水場かん速ろ過池 (8 号池) 補砂業務委託仕様書

津市上下水道事業局 水道施設課

第1章 一般仕様書

第1節 一般事項

本仕様書は、片田浄水場かん速ろ過池（8号池）補砂業務委託 に適用する。

1. 環境配慮

津市は環境負荷の低減に努力しているので、業務の実施に当たっては、この取り組みに従い、環境に悪影響を与えることのなきよう配慮すること。

2. 排出ガス対策型建設機械の使用

本業務において、仕様書に明示する建設機械は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス対策型機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排ガス対策型と同等とみなすものとする。排ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書（三重県公共工事共通仕様書1-1-1-4施工計画書(4)指定機械）の中で、（1）機種、（2）メーカー名、（3）型式、（4）台数等を記載するものとする。また、「指定ラベル」が確認できる業務写真を提出するものとする。なお、排気ガス対策型建設機械を使用しない場合は、設計変更の対象とする。ただし、機械損料に差額のない機種についてはこの限りではない。

3. 現場の管理

受注者は、現地業務開始とともに業務担当責任者等を現地に常駐させ、業務の進捗と安全管理、火災、盗難、その他の事故防止に十分な注意を払い、労働災害の防止に努めるものとする。また、常に整理・清掃を実施し、業務完了に際しては、施工場所の清掃を実施するものとし、事故・災害が発生した場合は、ただちに本市監督員に報告すること。

4. 写真管理

(1) 写真の分類

・業務完成写真帳

業務の主要部を、同位置から着工前・施工中・完成の3種類の撮影したもの。

・業務施工写真

① 現場施工写真

② 出来高管理写真

(2) 写真の撮影基準

・提出写真はカラーのサービスサイズとし、不可視になる部分は特に注意して撮影すること。また、デジタルカメラ使用の場合は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準 平成28年3月」に基づいて行うものとする。

・写真には、下記の項目を記載した小黒板を被写体とともに写し込むこと。

① 業務名

② 施工部名

③ 施工内容（工種・機材名、寸法、使用機械の能力等）

④ 受注者名

5. 提出書類

下記の書類を提出するものとする。サイズはA4とする。

(1) 業務着手時に提出するもの（契約日から7日以内）

- | | |
|-------------|----|
| ・業務着手届 | 1部 |
| ・工程表 | 1部 |
| ・業務担当責任者選任届 | 1部 |

(2) 竣工時に提出するもの

- | | |
|-----------|----|
| ・完了報告書 | 1部 |
| ・業務日報 | 1部 |
| ・業務完成写真帳 | 1部 |
| ・業務施工写真 | 1部 |
| ・その他必要な書類 | |

6. 疑義

- (1) 本仕様及び添付図面等の内容について不明な点がある場合は、本市監督員の説明を受けること。
- (2) その他の疑義についても、すべて本市監督員の指示によるものとする。

第2章 特記仕様書

- 1 補砂業務に必要な制水弁操作は、上下水道事業局係員が行う。【仕切弁操作】
- 2 ろ過池周壁及び原水流入管・オーバーフロー管等は、ブラシ・ケレン棒等で綿密に洗浄すること。【周壁洗浄工】
- 3 汚砂削り取りは、ジョレン・レーキ等を使用して人力にて削り取ることとし、ろ過池へベルトコンベア（モーター駆動に限る。）以外の機械を搬入してはならない。汚砂は一輪車・ベルトコンベア（モーター駆動に限る。）・ダンプトラック等を用い、ろ過砂洗砂機汚砂投入ホッパーへ投入すること。【汚砂削り取り運搬工】
- 4 削り取った汚砂は、ろ過砂洗砂機（上下水道事業局貸与品）を使用し、所定の水圧・水量・処理能力にて洗浄し、集積場に納めること。
洗浄排水処理に使用する凝集剤使用操作は、上下水道事業局係員が行うので、洗砂機運転時は、同係員にこれを確認をすること。【汚砂洗浄工】
- 5 ろ過砂搬入は、ろ過砂集積場に貯留してある既存ろ過砂を一輪車・ベルトコンベア（モーター駆動に限る。）・ダンプトラック等を用い設計数量の厚さにて均等に敷込み、規定の砂層厚さに戻すこと。作業は人力で行うこととし、ろ過池へベルトコンベア（モーター駆動に限る。）以外の機械を搬入してはならない。
ろ過砂搬入が規定の砂層厚さになった部分から砂層密度を均一にするため、砂面を不陸なく平坦に搔均し、完了した砂面は歩行及び使用機材を置かないよう注意すること。【ろ過砂搬入運搬工】
- 6 ろ過砂搬入量の検収は、所定の検尺（砂面測量）により確認検査を行う。なお、施工前後に上下水道事業局係員と受注者立会の上、ろ過池内の測定を行うものとする。【ろ過砂搬入量検収】
- 7 業務従事者は、上下水道事業局係員が指定する日に検便（伝染性腸内細菌検査）を受け、異常のない作業員以外は、作業に従事してはならない。また、これに伴う費用は受注者の負担とする。【健康診断】
- 8 補砂業務の円滑な遂行にあたり、効率的なろ過池運用を確保するため、上下水道事業局係員が約一週間前に着手を指示する。
- 9 受注者は、上下水道事業局係員と綿密な連絡を取り業務進捗をはかると共に、場内における作業員の風紀の取締及び火災・感電事故等の事故防止に努めること。
- 10 その他注意事項
 - ① 本業務は、令和7年度水担第1－6号片田浄水場かん速ろ過池洗浄業務委託の履行期間中に行なう事から、着手にあつては上下水道事業局係員からの指示によるものとする。
 - ② 2・3・5にあるように、本業務はろ過池のろ過層上部における作業のため、ろ過層を傷めない事、ろ過池にオイル・グリス等を漏らさない事を目的として、人力による作業とし、場内移動に使用するダンプトラックを除いて、重機の使用を禁止する。
 - ③ 移動場所が狭いので、使用するダンプトラックは2ト積までとする。
 - ④ 上下水道事業局からの貸与は洗砂機のみとし、コンベア、ダンプトラック、その他必要な道具については業務受注者により用意するものとする。
 - ⑤ コンベアについては、ろ過池内での使用になるので、オイル・グリス等を漏らさない事を目的として、電動のモーター駆動による物に限る。

特記仕様書

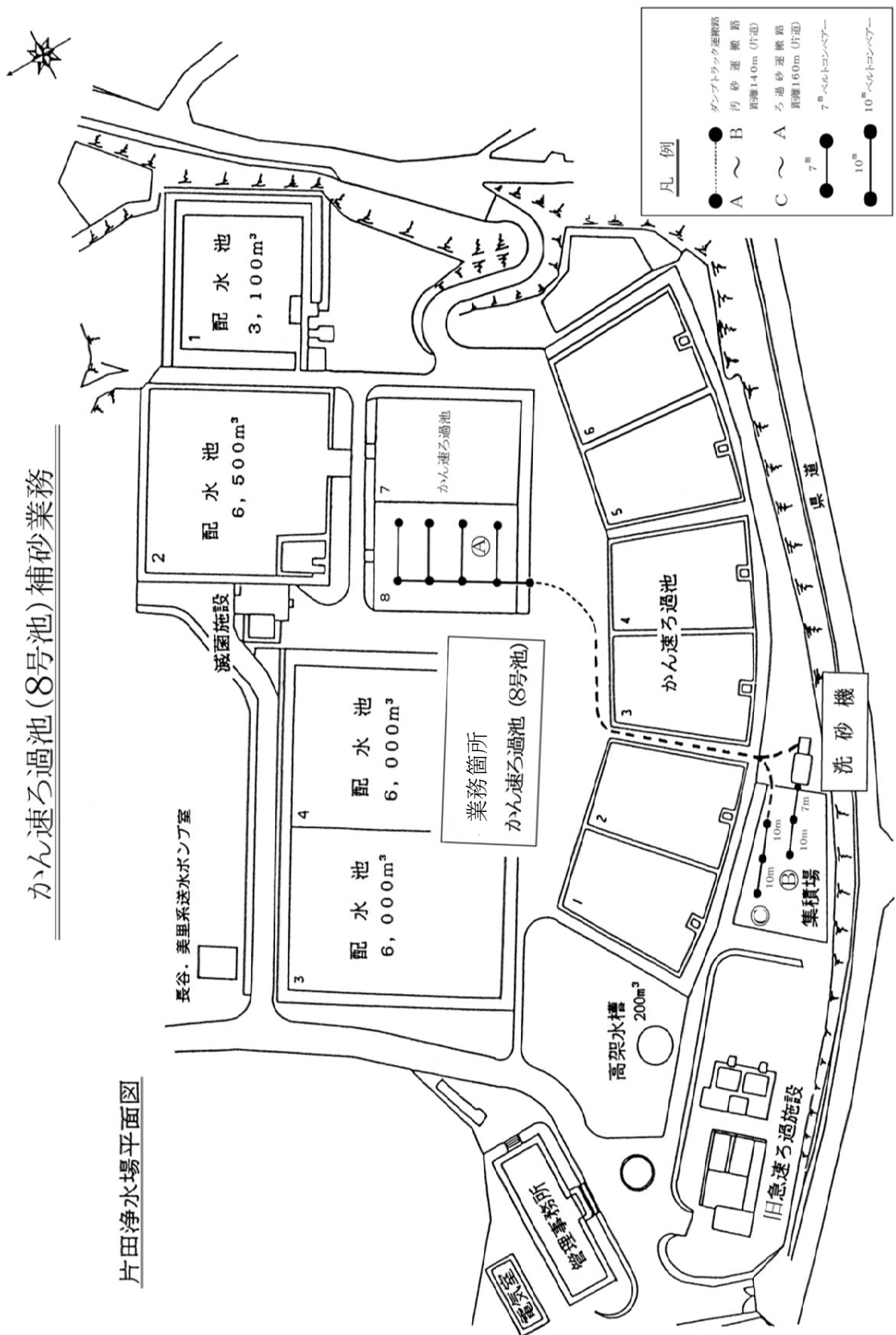
特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者に対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあつては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

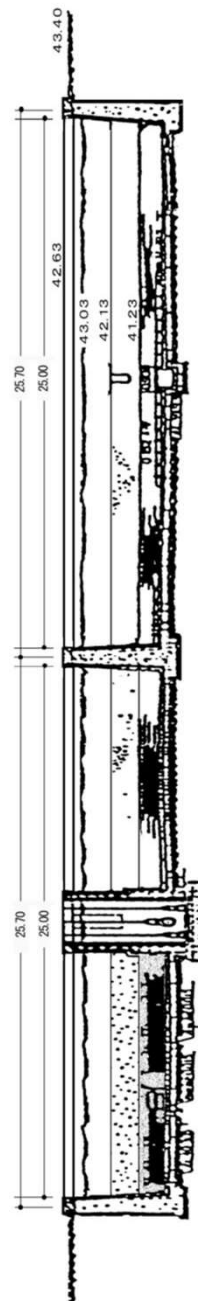
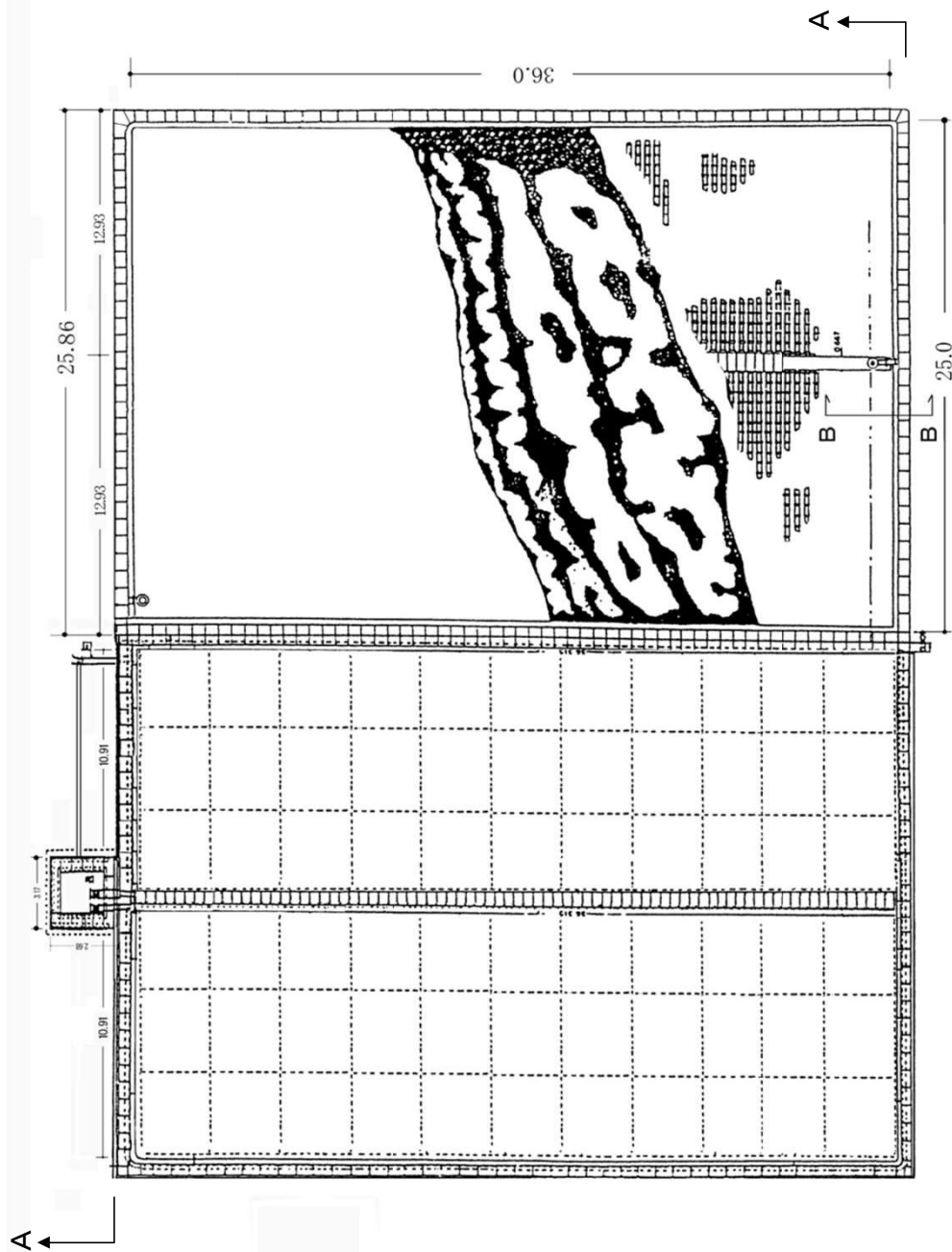
特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記の内容について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。

かん速ろ過池(8号池)補砂業務

片田浄水場平面図





かん速ろ過池(8号池)断面図 (B~B断面図)

S=Free

